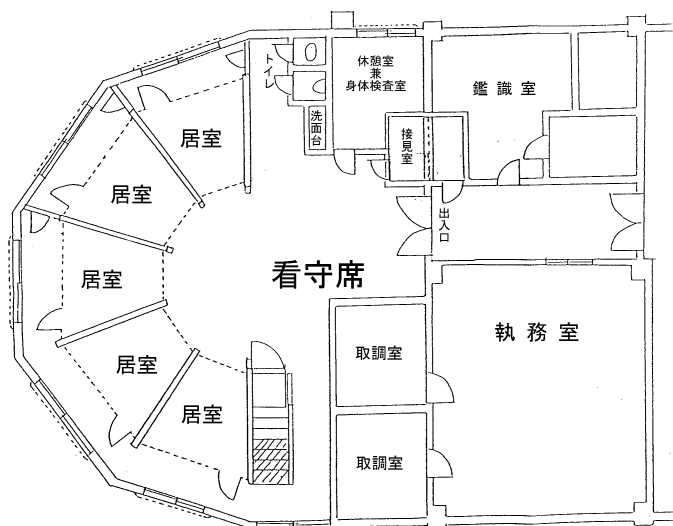


留置施設における処遇改善



◆ 居室の直線的配置(上)と扇型の配置(下)



プライバシーへの配慮

警察においては、被留置者の自殺防止等の管理運営上の観点に配慮しつつも、被留置者の適切なプライバシーの確保のための措置を講じている。

○ 居室配置の変更

留置施設の居室の配置が扇型の場合、扇の要に位置する看守台からの動静監視が効率的である一方、被留置者に常時監視下にあるとの無用な圧迫を与えるおそれがある。

そのため、昭和55年以降の新設の留置施設においては居室の配置を櫛型（居室が直線的に並ぶ配置）に改めることとした。

(左下図は居室が扇型に配置された留置施設の床面図)

○ 遮蔽板の設置

昭和55年以降、各居室の正面（高さ約1m）に不透明の亚克力樹脂等の「遮蔽版」を設置した。これにより、居室内の被留置者は、一定のプライバシーを確保できることとなった。

○ 留置場の位置等

昭和55年以降、留置場を、被留置者の出入りが一般の来庁者の目に触れない位置に設置するとともに、被留置者用通用口を一般来庁者通用口と別個に設けることとした。また、屋外から留置場内が見えないように配慮することとした。

良好な衛生環境の確保

エタノール手指消毒器、布団乾燥機、超音波洗浄機、除湿器等を各留置施設に配備しており、感染症の蔓延等を防止し、良好な衛生環境を保っている。

◆ エタノール手指消毒器



◆ 布団乾燥機



適正な居住面積

居室面積は、昭和55年以降

- ・ 個室 4平方メートル
 - ・ 共同室 2.5平方メートル/人
- を基準として設置されている。



適切な糧食の提供

留置施設において被留置者に提供する糧食は、いずれも各留置施設の近傍の業者が調理するもので、

主食	1	2	3	4	キロカロリー
副食		9	9	8	キロカロリー
計	2	2	3	2	キロカロリー

を基準とする糧食が提供されている。

なお、各留置施設においては、3ヶ月に1度糧食のカロリー計算を実施しその適切性を確保している。

快適な居住環境

冷房装置は、北海道・東北地方などで設置していないところもあるが、1,176留置場に設置されている（設置率91.4％）。

暖房装置は、鹿児島県・沖縄県で設置していないところもあるが、1,271留置場に設置されている（設置率98.8％）

◆ 空調装置



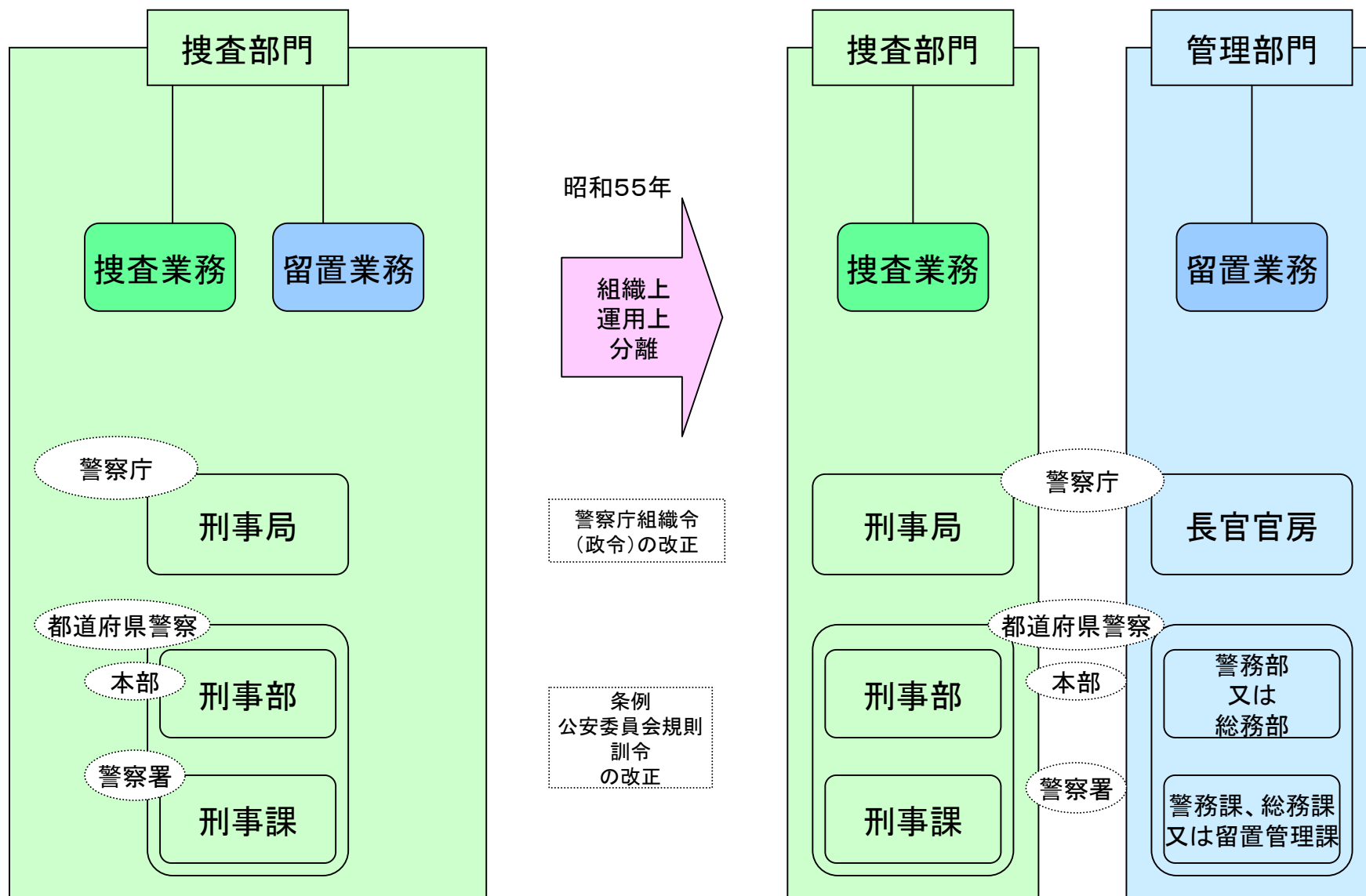
施設の面からの捜留分離

昭和55年以降、捜査と留置の分離の趣旨を徹底するため、「留置場 - 刑事課(係)事務室接続の原則」を廃止し、留置場と刑事課(係)事務室は、別フロアー又は可能な限り離れた位置に設置することとした。

その他

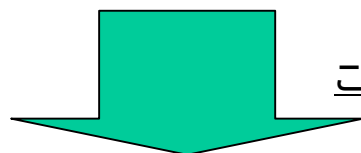
- ・ 昭和55年以降、接見室の面積を10平方メートル以上を基準とするなど、弁護人等との接見の利便性を高めた。
- ・ 昭和55年以降、運動場については、原則として戸外に設けること、日照及び通風がよいものとするなど、面積を9.9平方メートル以上とすることなどを基準とし、被留置者が快適に運動を行うことができる環境の整備に努めた。

捜査と留置の分離



捜査と留置の分離の経緯

法制審議会における監獄法改正作業の過程で、代用監獄制度に対し、「捜査機関である警察が同時に被勾留者の身柄を拘禁していることにより、人権侵害等の弊害を生んでいる」との批判がなされる。



このような批判を受け、昭和55年に「捜査」と「留置」を分離

捜査と留置の分離に関する規定

○ 被疑者留置規則(昭和32年国家公安委員会規則第4号)
第4条第2項 警察署の総務主管又は警務主管の課又は係の長(都道府県警察本部に設置される留置場に関しては主務課の課長補佐、派出所に設置される留置場に関しては派出所の長)は、留置主任官として、警察署長を補佐し、看守勤務の警察官を指揮監督すると共に、被疑者の留置及び留置場の管理について、その責めに任ずるものとする。

捜査に関与しない、管理部門の警察官が留置業務に携わることを規定

○ 警察庁組織令(昭和29年政令第180号)
(総務課)
第8条 総務課においては、次の事務をつかさどる。
十三 留置場に関する管理及び関係機関との連絡についての調整に関すること

警察庁では、捜査に関与しない管理部門の総務課が留置業務に携わることを規定。
全都道府県警察においても同様の措置

留置業務管理体制の改善整備について

(昭54.11.15 乙刑発第8号、乙官発第12号、乙務発第11号 次長から)
(局長、参事官、警大校長、研究所長、奥宮本部長、管区局長、東京・
北海道通信部長、総監、本部長、方面本部長あて)

法制審議会における監獄法改正作業と並行して、当庁においては、留置場問題検討委員会（「留置場問題検討委員会の設置について」（昭和51年3月13日付け警察庁乙刑発第1号）参照）を中心に、留置場をめぐる諸問題について総合的な検討を進めてきたところであるが、このたび、従来刑事部門が所掌していた留置業務（護送を含む。以下同じ。）を捜査を担当しない行政管理部門の所掌に移すこととしたので、各都道府県警察においては、次の基準に従い遺憾のないよう措置されたい。

命により通達する。

記

1 留置業務の移管について

各都道府県警察において現在刑事部門が所掌している留置業務は、昭和55年4月1日をもって、それぞれ次の行政管理部門に移管すること。

(1) 警視庁、道府県警察本部及び方面本部

ア 警視庁、北海道警察本部、京都府警察本部、大阪府警察本部、指定県の県警察本部及び千葉県警察本部においては、総務部。

イ ア以外の県警察本部においては、警務部。

ウ 方面本部においては、2(1)ア(エ)により設置される課等。

(2) 警察署

警察署においては、警務課（係）又は総務課（係）。

2 留置業務の移管に伴う組織の改正について

(1) 留置業務の移管に伴い、都道府県警察の組織を次の基準により改正すること。

ア 警視庁、道府県警察本部及び方面本部

(ア) 警視庁

刑事部に置かれている刑事管理課を廃止し、総務部に、留置業務を

所掌する課を設置する。

- (イ) 北海道警察本部、京都府警察本部、大阪府警察本部、指定県の県警察本部及び千葉県警察本部

刑事部に置かれている留置業務担当係等を廃止し、総務部に、留置業務を所掌する課を設置する。

- (ウ) (イ)以外の県警察本部

刑事部に置かれている留置業務担当係等を廃止し、警務部に、留置業務を所掌する課（室その他課に準ずるものを含む。）を設置する。

- (エ) 方面本部

(ウ)の県警察本部に準じて措置する。

イ 警察署

刑事課（係）に置かれている留置業務担当係等を廃止し、警務課（係）又は総務課（係）に留置業務を所掌する係等を設置する。

- (2) (1)の基準による組織の改正は、原則として、留置業務の移管と同時に行うものとする。ただし、諸般の事情によりそれができない場合には、暫定的に同基準に満たない組織で発足させることもやむを得ないが、なるべく早い時期に同基準を満たすよう配意すること。

3 留置業務の移管に伴う要員の確保等について

- (1) 警視庁若しくは道府県警察本部又は警察署の留置業務担当係の定（実）員を、留置業務移管の際に、留置業務を新たに所掌することとなる部門に移管するとともに、原則として、現に留置業務に従事している者を当該部門の要員に充てるものとする。

- (2) 留置業務の移管及び組織の改正に伴い新たに必要となる人員の確保に努めること。この場合、当面、昭和53年度及び昭和54年度において増員された看守要員等の人員で措置するとともに、定（実）員配分の合理化、適正化による措置にも配意すること。

4 護送業務の運用について

留置業務の移管後における護送業務の運用については、おおむね次の基準により措置すること。

- (1) 留置場に収容されている被疑者等の護送は、できる限り護送専務員により行うものとし、このための要員の確保に努める。

この場合の要員の確保については、従来の護送業務の実態を勘案し、その業務量に見合った人員を配置替えすることを考慮するほか、全体の定(実)員配置の見直しによつて手当てするものとする。

- (2) 護送専務員による護送を行う場合は、できる限りブロック単位の集中運用制(警察本部、ブロックセンター署等に護送専務員を集中配置し、関係警察署の護送業務を一括処理することをいう。)を採るものとする。
- (3) 護送専務員を確保することができない場合においては、実情に応じ、看守勤務員を充て、又は適宜他の者を護送業務の補勤者に指名して行わせるものとする。

5 その他

昭和55年4月1日をもつて、警察庁においては長官官房(総務課)に、管区警察局においては総務部(警務課)に、それぞれ留置業務を移管するとともに、所要の組織の改正等を実施する予定である。

被留置者の健康保持のための手続について

(平元. 12.18 丁総発第250号、丁利企発第252号、丁防企発第138号、丁交企発第269号、丁公一発第81号 総務課長、利企課長、防企課長、交企課長、公一課長から管区総務部長、管区公(保)安部長、警視庁総務・刑事・防犯・交通・警備・公安部長、本部長、方面本部長あて)

被留置者の健康保持については、従来より十分配意してきたところであるが、更にその徹底を図るとともに、その手続を明確にするため、今後は次によることとしたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

記

1 被留置者の健康保持のための留置主任官の措置

- (1) 被留置者が疾病等にかかった場合又はその疑いがある場合は、医師の診療を受けさせるなど所要の措置を採り、その旨を関係簿冊に記入し、この場合には、被留置者の健康状態に応じ、捜査主任官に対して取調べの中断その他の措置を要請するとともに、その旨を関係簿冊に記入すること。取調べの中断その他の措置について調整を必要とする場合には、警察署長にその旨報告し、報告を受けた警察署長は、事実関係を調査の上、適切な措置を採ること。
- (2) 日課時限による就寝時刻経過後においても引き続き取調べが行われているときは、捜査主任官に対して、取調べの打ち切りについて検討するよう要請するとともに、その旨を関係簿冊に記入すること。被留置者の取調べの打ち切りについて調整を必要とする場合には、警察署長にその旨報告し、報告を受けた警察署長は、事実関係を調査の上、適切な措置を採ること。
- (3) (1)又は(2)において警察署長に報告した場合には、報告の日時及び内容並びに警察署長の措置を関係簿冊に記入すること。
- (4) やむを得ない事由により、食事、運動、入浴、就寝及び健康診断を所定の時刻に実施できない場合には、確実に補完措置を採るとともに、その理由及び補完措置の実施状況を関係簿冊に記入すること。
- (5) 被留置者が食事、運動、入浴及び健康診断を辞退した場合においても、その旨及びその理由を関係簿冊に記録すること。

2 捜査主任官の配意事項

被留置者の健康保持の観点から1(1)による留置主任官からの要請があったときには、適切に協力すること。また、被留置者に関する取調べ等は、就寝等について日課時限が定められている趣旨にもとらないように実施することが原則であるとされており、1(2)による留置主任官からの要請があったときにも、適切に協力すること。

女性専用留置場の整備状況

○ 女性専用留置場とは

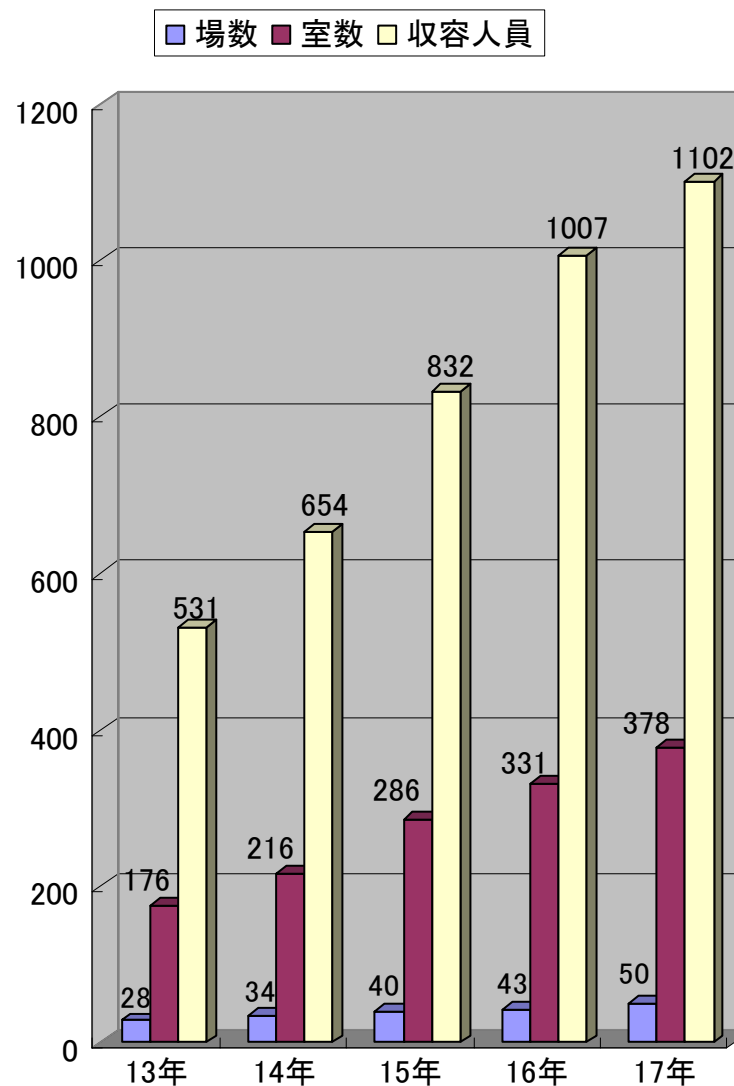
- ・ 女性被留置者のみを留置
- ・ 女性警察官が常時、看守業務に従事する留置場

○ 現状(平成17年12月1日現在)

警察庁では、全国的に整備を進めていくこととしており、23都道府県に50場があり、収容基準人員の合計は1,102人となっている。

【参考】

一日平均女性被留置者数
1,496人(平成16年)



女性集中留置場の整備状況

○ 女性集中留置場とは

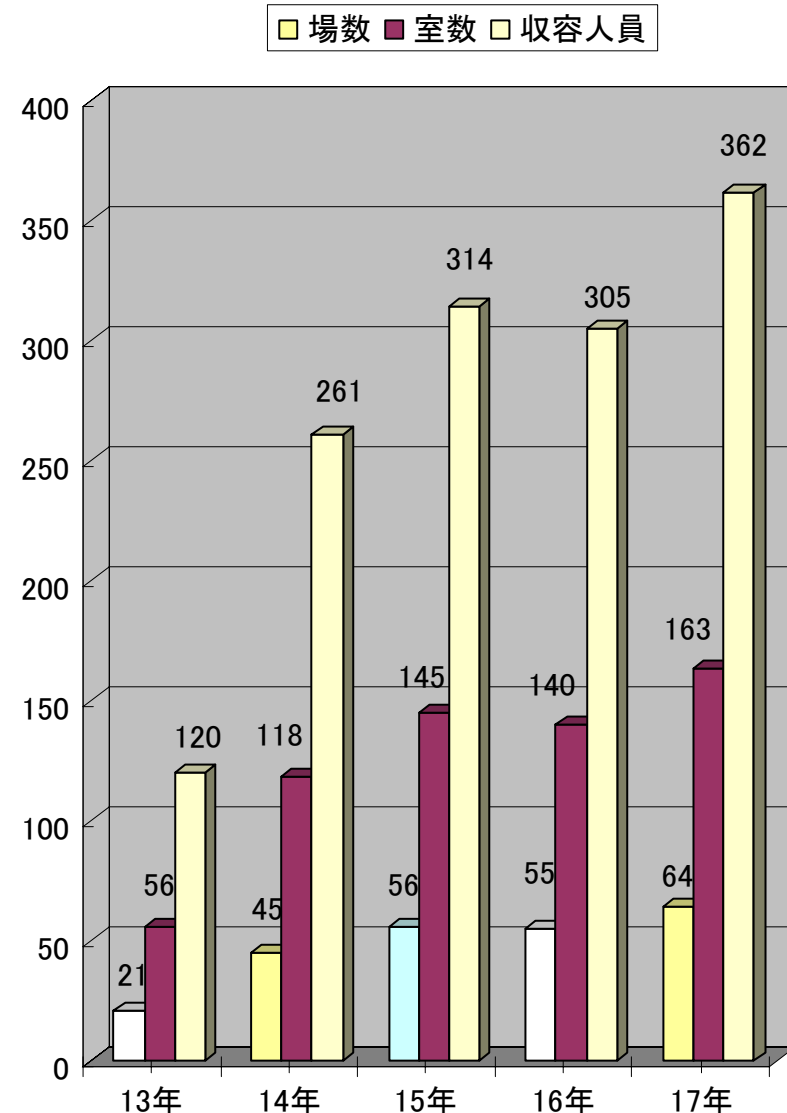
- ・ 女性被留置者を集中して留置することにより、常時、複数の女性被留置者を留置
- ・ 女性警察官による看守を原則とするが、確保できない場合には、男性警察官が看守業務に従事する留置場（看守勤務員の複数化等などの措置）

※ 女性専用留置場との関係

女性専用留置場の整備が望ましいが、女性被留置者数、女性警察官数、集中留置が可能な地理的条件等を考慮し、女性専用留置場の設置が困難な府県は、女性集中留置場の設置を当面行うこととしている。

○ 現状（平成17年11月1日現在）

28道県に64場があり、収容基準人員の合計は362人となっている。



女性専用・集中留置場以外での女性被留置者の処遇

○ 留置について

- ・ 可能な限り近隣警察署と調整し、女性被留置者を集中して留置
(特定の警察署が集中留置先とされていない点で集中留置場とは異なる。)
- ・ 男性被留置者と分隔された留置室に留置

○ 看守勤務員

- ・ 女性警察官が看守業務を行えるよう、確保に努める。
- ・ 女性警察官が確保できず、男性警察官が看守業務を行う場合には、男性警察官を複数配置する。
- ・ 身体検査、入浴の立会いなどは必ず女性警察職員が行う。

○ 管理体制の強化

- ・ 幹部による巡視を強化する(概ね1時間に1回以上)。
- ・ 夜間においては、当直責任者が留置室の鍵を保管することとしており、看守勤務員が当直責任者の承認なく留置室に立ち入ることができないこととなっている。